

第32回公共事業評価委員会 議事要旨

- **開催日時** 平成28年 2月 9日(火) 15時00分～15時50分
- **場 所** 福島市役所 4階 庁議室兼防災対策室
- **出席委員** 6人
川崎 興太(福島大学共生システム理工学類 准教授)
渋谷 順子(福島商工会議所 議員)
山崎 由美(福島県建築士会福島支部 理事役員)
鈴木 芳喜(弁護士)
渡辺 明美(ウィメンズ イノベーションカレッジ イン ふくしま 修了生)
斎藤 久晴(ファイナンシャルプランナー(福島信用金庫))
- **傍 聴** 報道機関2社
- **事務局** 政策推進部次長、企画経営課長、総合計画係長、係員
- **担当課** 環境部部長、新最終処分場建設室次長、同主任2名

- **会議次第**
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 評価対象事業の審議について
 - (2) その他
 - 5 閉 会

議事要旨

(1) 評価対象事業の審議について

①新最終処分場整備事業

担当課より資料に基づき説明、以下は質疑の内容。

【質 疑】

Q 1. 一般廃棄物については、焼却処理後の灰などを埋めるのか、それとも家庭から搬出したまま埋めるのか。

A 1. 焼却後に埋め立てる。

Q 2. 阿武隈川にかかる漁業権者等の利害関係者との交渉はどうなっているか。

A 2. 候補地の段階からお伝えをし、口頭での同意を得ている。

Q 3. 工事費が58億円余に対して現在稼働中の金沢第二埋め立て処分場は34億円ほどだが、この差は、最新の技術を用いることや建設資材の高騰等によるものか。

A 3. 法令基準の改正に伴い、遮水シートを二重構造にするなどの影響がある。また、委員指摘のとおり漏水検知システム等の新技術の導入もある。この他、金沢第二埋立処分場の建設時は消費税が3%であったが、今般の事業費は10%で積算している。さらに、物価の上昇やご指摘の建設資材高騰なども原因となっている。

Q 4. 財源内訳の「その他」の40億円余は何か。

A 4. 地方債を最大限充当した場合の額。毎年度の予算編成の中で、一般財源と地方債の充当額を決定していく。

Q 5. この地域の下流域の住民や事業所で地下水を利用しているところはあるか。

A 5. 十分な調査を行い、阿武隈川までの放流の間に地下水を使用するような土地利用はないことを確認している。

なお、今後の環境影響調査等でより広範かつ詳細な調査を実施する。

Q 6. 事業費64億円余で埋立期間は15年間というのは、今後予測されるごみの量などからして妥当なものか。

A 6. 事業費の補助を行う環境省の設置基準として、埋立期間は概ね15年間とされている。

意見：市民に、費用、埋立期間などの情報を周知することで、処分場がより長い期間利用できるようごみの減量等の啓発につなげられると考える。事業展開にあたっては市民への広報もしっかりおこなっていただきたい。

Q 7. 埋立方式が「オープン型処分場」とあるが、どういうものか。

A 7. 埋立方式には「オープン型」と「クローズド型」がある。

「オープン型」は金沢第二埋立処分場の埋立方式で自然の降雨によりごみを安定化させる。

「クローズド型」は建物の中に埋立地があり人工散水でごみを安定化させる。

Q 8. 現在の金沢第二埋立処分場には原発事故由来放射性物質を含んだ焼却灰を一時保管している、とのことだが、これらに関してはこの新処分場を経由して最終処分場に移されるのか。処分場間でのごみの移動はあるのか。

A 8. 放射能濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物に関しては、国が設置する最終処分場へ搬出が可能になるまでの間、現在の処分場で一時保管したいと考えている。したがって、処分場間での移動はない。なお、8,000Bq/kg以下の廃棄物に関しても国の責任で処分を行うよう要望を続けていく。

委員意見

原子力発電所の事故後に設置する処分場ということで、大変な事業になると思う。ぜひ、環境影響評価等の調査を一つひとつ丁寧に行い、全国に誇れるような安全な施設にしていきたい。

- Q 9. 「年度別ごみ処理の状況」について、埋立処理量が H18～H22 年度にかけて大幅に減少しているのはなぜか。
- A 9. H20 年度から急減しているが、これはあらかじめクリーンセンターが新設され、建築土木資材として再利用が可能な溶融スラグができるようになったことが大きい。したがって、H23 年度以降、溶融スラグが事故由来放射性物質の影響により再利用できず一時保管にまわったことが、埋立処理量の増加の一因となっている。
- Q 10. 金沢第二処分場はあと何年分位の残容量があるか。
- A 10. 一時保管している指定廃棄物が国により搬出されなかった場合、H30 年頃と推定しているが、新最終処分場が供用開始となる H33 年度までの既存処理施設の延命化対策について、様々な手法を検討、協議中である。
- Q 11. 埋立期間が約 15 年間というのは、法令に基づく基準なのか。
- A 11. 環境省が定める廃棄物最終処分場性能指針に示される設置基準によるものであり、この基準に適合することが国の補助要件となる。
- Q 12. ごみの推計量に 15 年間をかけ算して埋立容量を算出しているのか。
- A 12. 住民一人当たりの目標排出量からごみの年間総量を推計し、過去の実績から焼却灰や不燃残渣など比率によりそれぞれの量を推計する。そこに人口フレームをあてはめるなどして最終的に埋立容量を算出している。
- Q 13. 粗大ごみはどのように処理されているのか。
- A 13. あらかわクリーンセンターの資源化工場で資源化を図っている。破碎処理をして、可燃物は焼却し、不燃物は埋立処理、金属については資源化する。できるだけごみを減らすようにしている。
- Q 14. オープン型だと大雨の時などは、浸出水はそのまま阿武隈川に流されるのか。
- A 14. 浸出水は、まず貯留する施設に流れ込むように設計されている。そこから、処理施設に処理能力に見合う量を送り、適正に処理された処理水が阿武隈川に放流される。したがって、そのまま流れ込む心配はない。
- (まとめ) 意見新規着手について認める、ということでまとめたいと考えるがいかがか。
(「異議なし」の声)
市に対する意見具申について、一任の下ですすめさせていただいてよろしいか。
(「異議なし」の声)

(2) その他

事務局より以下の説明

- ・ 本日の審議結果を受け、福島市公共事業評価実施要綱に基づいて市の対応方針を速やかに決定する。
- ・ 本委員会の評価結果と対応方針、議事要旨については、市のホームページにより公表する。

閉 会 15:50